

第5回除染・廃棄物対策推進会議 次第

日時：平成24年1月12日(木) 13:30

場所：自治会館 3階 303会議室

1 開会

2 議題

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 市町村除染計画の策定状況等について | 資料1 |
| (2) 除染対策事業交付金の対象拡大について | 資料2 |
| (3) 災害廃棄物の再生利用について | 資料3 |
| (4) 農業系汚染廃棄物処理事業について | 資料4 |
| (5) その他 | 資料5 |

3 閉会

市町村除染計画策定状況等

平成24年1月12日
除染対策課

県内59市町村のうち、すべての地域が警戒区域、計画的避難区域等にある次の7町村を除く52市町村を対象にした聞き取り調査結果(1月5日までの情報)
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、楡葉町

1 除染計画の策定状況

策定状況		12/19	12/28
汚染状況重点調査地域	策定済	9	26
	ほぼ完成	15	3
	作業中	8	9
	未着手・検討中	8	2
	指定地域外	12	12
回答件数		52	52

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、田村市、鏡石町、平田村、浅川町、三春町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、新地町、相馬市、南相馬市、広野町、川内村、いわき市

2 除染計画に基づく除染の実施状況(汚染状況重点調査地域の40市町村の実施状況)

①実施済み

3市村(福島市、伊達市、川内村) ※モデル事業等を除く。

②未実施

37市町村

除染対策事業交付金の対象拡大について（案）

H24.1.12
除染対策課

1 財政措置の概要及び経過

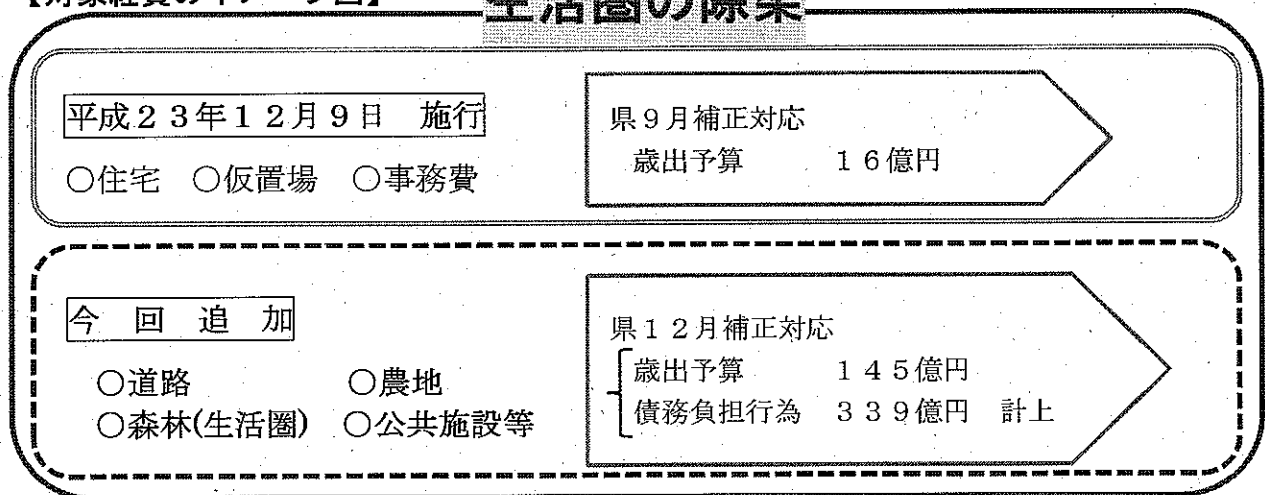
市町村が実施する除染に関する財政措置については、H23.12.9 付けで、福島県除染対策事業交付金交付要綱等を施行したところであるが（対象：9月補正で計上した住宅の除染、仮置場の設置及び事務費）、12月補正により本格的な面的除染の実施にかかる予算が成立したことから、次により所要の改正を行い、交付対象を拡大する。

2 改正ポイント

12月補正予算成立に伴い、市町村が除染計画に基づいて実施する生活圏の面的除染が幅広く可能となった。

【対象経費のイメージ図】

生活圏の除染



【交付要綱等の改正箇所等】

(1) 交付要綱

- ・道路の延長や農地等の面積に関する要素も含めて、変更手続きが極力不要な形とし、様式については、旧様式を廃止し『新様式』に統一

(2) 実施要領

- ・放射性物質汚染対処特別特措法の H24.1.1 全面施行に伴い、文言を整理
- ・道路、森林（生活圏）、農地（田畑、永年性作物）及び公共施設等を対象に追加
- ・「集合住宅」としていた項目に公共施設等を加え、交付基本額を敷地面積あたりの基準単価で統一

〈主な基準単価〉

- 道路（市町村道）…路面洗浄等 両側側溝あり道路の場合（240万円/km）
- 森林（生活圏）…枝打ち・落ち葉除去（60万円/ha）
- 農地（田畑）…耕作されている耕地の反転耕・深耕（100万円/ha）

3 その他

実施要領別表に記載したもの以外でも、技術的に必要かつ合理的な範囲の除染方法であると判断された場合は、交付対象となる。

また、別表の内容については、今後の知見の蓄積等により、随時見直しを行う。

別表1 (要綱第2条第2項関係)

除染対策事業実施要領より主な改正箇所のみ抜粋

交付対象経費		交付基本額	基準単価
除染対象	除染作業等		
戸建て住宅 ※敷地面積 400㎡の 戸建て住宅 1軒あたり	家屋の除染	住宅1軒あたりの基準単価に戸数を乗じて得られる額(住宅1軒あたりの敷地面積が400㎡未満の場合)もしくは敷地面積1㎡あたりの基準単価に敷地面積を乗じて得られる額(住宅1軒あたりの敷地面積が400㎡以上の場合)	30万円(750円/㎡) 壁洗浄あり 壁洗浄なし 20万円(500円/㎡)
	コンクリート等の除染		15万円(375円/㎡)
	表土除去及び客土		15万円(375円/㎡)
	表土除去及び仮々置場設置		15万円(375円/㎡)
	草木除去		10万円(250円/㎡)
合計額			70万円(1,750円/㎡) 壁洗浄あり 壁洗浄なし 60万円(1,500円/㎡)
公共施設、商業施設、工場、集合住宅等	建屋の洗浄	公共施設等1haあたりの基準単価に敷地面積を乗じて得られる額	650万円/ha 壁洗浄あり 壁洗浄なし 300万円/ha
	アスファルト等の除染		130万円/ha
	表土除去及び客土		70万円/ha
	表土除去及び仮々置場設置		70万円/ha
	草木除去		50万円/ha
合計額			900万円/ha 壁洗浄あり 壁洗浄なし 550万円/ha

交付対象経費			交付基本額	基準単価		
除染対象	除染作業等					
市町村道・ 一般道	路面洗浄 等	・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄、高圧洗浄 ・歩道洗浄、除草	道路1 km あた りの基準単価に 延長を乗じて得 られる額	240 万円/km 両側側溝		
	側溝の清 掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄、高圧洗浄		片側側溝 140 万円/km		
生活圏隣接 の森林	枝打ち・ 落ち葉除 去	・枝葉の剪定、枝打ち ・落ち葉の除去、除草	森林1 ha あたり の基準単価に総 面積を乗じて得 られる額	60 万円/ha		
農地	田畑	耕作さ れてい ない農 地	表土除去 及び客土	・表土等の除去、客土	農地1 ha あたり の基準単価に総 面積を乗じて得 られる額	950 万円/ha 客土あり 客土なし 400 万円/ha
		水による 土壌攪拌 ・除去	・水による土壌攪拌・除去	農地1 ha あたり の基準単価に総 面積を乗じて得 られる額	950 万円/ha	
		反転耕・ 深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化	農地1 ha あたり の基準単価に総 面積を乗じて得 られる額	100 万円/ha	
	耕作さ れてい る耕地	反転耕・ 深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化	農地1 ha あたり の基準単価に総 面積を乗じて得 られる額	100 万円/ha	
		その他農地 への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良 資材等		上記の内数	
	その他 共通事 項	水路等	・水路の清掃（汚泥の除去）、 畦畔・農道の除草		上記の内数	
	永年性 作物が 栽培さ れてい る農地	粗皮削り	・古くなった樹皮の削取り	農地1 ha あたり の基準単価に総 面積を乗じて得 られる額	100 万円/ha	
樹皮の洗 浄・剪定	・樹皮の洗浄 ・摘採後の深刈り、中刈り、台 刈り、古い枝葉の除去					
除草	・除草					
水路	・水路の清掃（汚泥の除去）					

交付対象経費		交付基本額	基準単価
除染対象	除染作業等		
共通	運搬作業	市町村の定める額	
	上記以外		

- 1 戸建て住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅をいい、交付対象となる範囲は、居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 2 集合住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅の集合体をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、側溝等およびそれらが建つ土地をいう。
- 3 戸建て住宅及び公共施設、商業施設、工場、集合住宅等における表土除去及び客土と表土除去及び仮々置場設置については、いずれか一方に対し交付するものとする。
- 4 耕作されていない農地における表土除去及び客土、水による土壌攪拌・除去、反転耕・深耕については、いずれか一つに対し交付するものとする。
- 5 交付基本額を超過する場合には、交付の対象とすべきか別途協議する。

環廃対発第 111227001 号
平成 23 年 12 月 27 日

福島県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

管理された状態での災害廃棄物
（コンクリートくず等）の再生利用について

福島県内の災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用について、別添のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。貴県におかれましては、別添の内容を御理解いただき、管内市町村にも御周知いただきますよう、お願いいたします。

<連絡先>

環境省 廃棄物・リサイクル対策部

担当：野本

電話：03-5501-3157 FAX:03-3593-8264

Email: hairi-tekisei@env.go.jp

管理された状態での災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用について

平成 23 年 12 月 27 日

環 境 省

1. 福島県内の災害廃棄物の再生利用の考え方

- (1) 福島県内の災害廃棄物の再生利用については、6 月 3 日付け原子力安全委員会「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」に示された考え方を踏まえ、平成 23 年 6 月 23 日付け「福島県内の災害廃棄物の処理の方針（環境省）」において「被ばく線量を $10 \mu\text{Sv}$ 年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能」とし、具体的には「公共用地において路盤材など土木資材として活用する方法が考えられる」と整理している。
- (2) その後、放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、同法に基づく基本方針においては、「安全性を確保しつつ、例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等の廃棄物の再生利用を図ることとする」とされており、特に災害廃棄物の不燃物を念頭に、積極的な再生利用を図るべきことが位置づけられている。
- (3) そのため、(1)の考え方に沿って、追加被ばくを抑制しつつ管理された状態での利用を進める必要があり、安全性を確保しつつ、事業の現場で適用できるような再生利用の具体的な方針を示すことが求められている。

2. 管理された状態での災害廃棄物の再生利用に係るシミュレーション

- (1) 管理された状態での災害廃棄物の再生利用の具体的な方針を検討するに当たり、代表的な用途として想定される道路の路盤材等への利用を例にして、災害廃棄物であるコンクリートくずの再生資材を利用したときの道路利用者、周辺住民等に与える影響をシミュレーションにより評価した。その結果は別添資料「コンクリートがれき再利用におけるシミュレーションについて（日本原子力安全機構）」に示すとおり。
- (2) これらの結果から、以下の点が整理できる。
 - ① 道路利用者・周辺居住者についての評価では、道路周辺居住者（子ども）の外部被ばくが最も影響の大きい経路であり、追加被ばくを $10 \mu\text{Sv}$ /年以下にするためには、道路の下層路盤材（道路表面から 30cm 下）に再生資材を用いる場合であれば、およそ 3 千 Bq/kg 以下の再生資材とする必要がある。なお、この場合の評価は、道路端に居住し 1 年間（8,760 時間）継続して被ばくするという、非常に保守的な（安全側に立った）考え方で評価している。
 - ② この経路について、上層路盤材の厚さを変えた場合のシミュレーション評価では、上層路盤材厚さを 10cm 増やした場合（道路表面から 40cm 下）、およそ 1 万 Bq/kg 以下の再生資材であれば、追加被ばくを $10 \mu\text{Sv}$ /年以下に抑えることができるとの結

果が得られている。

- ③ 道路周辺居住者についての評価のうち、道路から地下水への移行についての評価では、放射性セシウムが地下水から飼料～畜産物を經由して摂取されるという経路が最も影響の大きい経路である。この場合、およそ 1 万 Bq/kg 以下の再生資材であれば、追加被ばくを $10 \mu\text{Sv/年}$ 以下に抑えることができるという結果であり、①の外部被ばくよりも影響が小さい。なお、この場合の評価は、再生資材からの放射性セシウムの溶出が分配平衡に基づいて起こると仮定し、再生資材からすぐに液層に移行し、それがそのまま地下水として飼料作物に取り込まれ、家畜に摂取されるという、非常に保守的な（安全側に立った）考え方で評価している。また、下表に示すように、災害廃棄物に含まれる放射性セシウムの溶出試験の結果（技術資料表 4.5）からは、実際にはほとんど溶出しないと考えられることに留意。

表 災害廃棄物に係る放射性セシウムの溶出試験結果

（合計値は Cs134 と Cs137 を単純合計した値。値に“<”を付した数値は検出限界以下。）

	放射性 Cs 含有量 (Bq/kg-wet)				JIS K0058-1 有姿攪拌試験							pH	EC (mS/m)
					放射性 Cs 溶出濃度 (Bq/L)			放射性 Cs 溶出率 (%)					
	Cs134	Cs137	合計	含水率	Cs134	Cs137	合計	Cs134	Cs137	合計			
大谷石	14400	16200	30600	6	<8.8	<9.0	<17.7	<0.6	<0.6	<0.6	7.4	1.8	
セメントブロック	2990	3470	6460	3.6	<8.2	<9.8	<18.0	<2.7	<2.8	<2.8	9.5	4.7	
スレート瓦	3000	3550	6550	1.2	<8.8	<7.9	<16.7	<2.9	<2.2	<2.5	8.3	5.3	
木材	3480	4070	7550	9.1	<8.6	<8.4	<17.0	<2.5	<2.1	<2.2	6.7	1.7	
トタン	4510	5020	9530	0	<8.3	<10.5	<18.8	<1.8	<2.1	<2.0	7.3	1.8	
石膏ボード	120	136	256	18.2	<8.1	<7.8	<15.9	<67.7	<57.3	<62.1	7.2	227	
瓦	597	672	1269	1.6	<8.2	<8.3	<16.5	<13.7	<12.3	<13.0	7.5	1	
塩化ビニール管	6560	7290	13850	0.5	<9.4	<9.1	<18.5	<1.4	<1.2	<1.3	7.3	2.6	

3. 管理された状態での災害廃棄物の再生利用の方針

上記の評価結果を踏まえて、今後、福島県等の被災地における管理された状態での災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用は、以下のとおりとすることが適当と考えられる。なお、ここで示す方針は、被災地における災害廃棄物を、発生場所の近くで十分な管理の下に利用する場合の考え方を示すものであり、広く無限定に流通が認められるクリアランスレベルの考え方とは全く異なるものであることに留意。また、今後、特措法に基づき、警戒区域等において国の直轄による災害廃棄物処理が行われることになるので、国として、再生利用の現場において安全性を確認していくこととしている。

- ① 遮蔽効果を有する資材により地表面から 30cm の厚さを確保することで、放射性セシウムの平均濃度が 3 千 Bq/kg 程度までの資材を利用することが可能であること。
- ② より高い放射性セシウムの濃度の資材を用いる場合には、地表面からの厚さを増すことが必要であること。
- ③ 今回のシミュレーションは、一定の道路構造を設定して実施したものであるが、そ

れ以外の構造物に対する目安として活用することも差し支えない。防潮堤や鉄道の軌道の場合でも、例えば、構造上、遮蔽効果を有する資材により 30cm の厚さを確保することにより、放射性セシウムの平均濃度が 3 千 Bq/kg 程度までの再生資材は利用できるものと考えて差し支えないこと。

- ④ ただし、工事完了後適切に管理され、遮蔽された状態を維持する必要があるので、通常の補修等では交換されることのない資材として、公共事業における再生利用を基本とすることとし、再生利用に当たっては、対象となる再生資材の発生場所等の履歴、平均的な放射性セシウム濃度、利用量、利用箇所等を記録し、当該施設の管理者において適切に保管すること。

農業系汚染廃棄物処理事業（12月補正予算）の概要について

農林水産部環境保全農業課

1 事業の概要

放射性物質による汚染により農業において利用が困難となった農産物及びその副産物並びに農業生産資材の処理等を行うための事業 **（定額助成）**

2 事業の内容**(1) 事業費**

349,011千円

【債務負担行為】803,335千円

(2) 事業実施主体

- ① 市町村
- ② 県が適当と認める民間団体又は民間事業者
(農畜産業関係団体、建設業者、廃棄物処理業者等を想定)

(3) 対象とする廃棄物

- ① 肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の放射性セシウムの濃度が暫定許容値を超過しているもの（堆肥、牧草、稲わら、米ぬかなどの農産物及びその副産物や農業生産資材等）
- ② 食品衛生法の暫定規制値を超過しているもの（米などの農産物）
- ③ 暫定許容値や暫定規制値等の基準を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの

(4) 対象要件

- ① 高濃度の放射性物質を含み、農業者等の外部被ばく等が懸念されるもの
- ② 廃棄物として滞留し農業や農産物の流通等の支障となっているもの
- ③ 地域において先行モデルとして処理をするもの

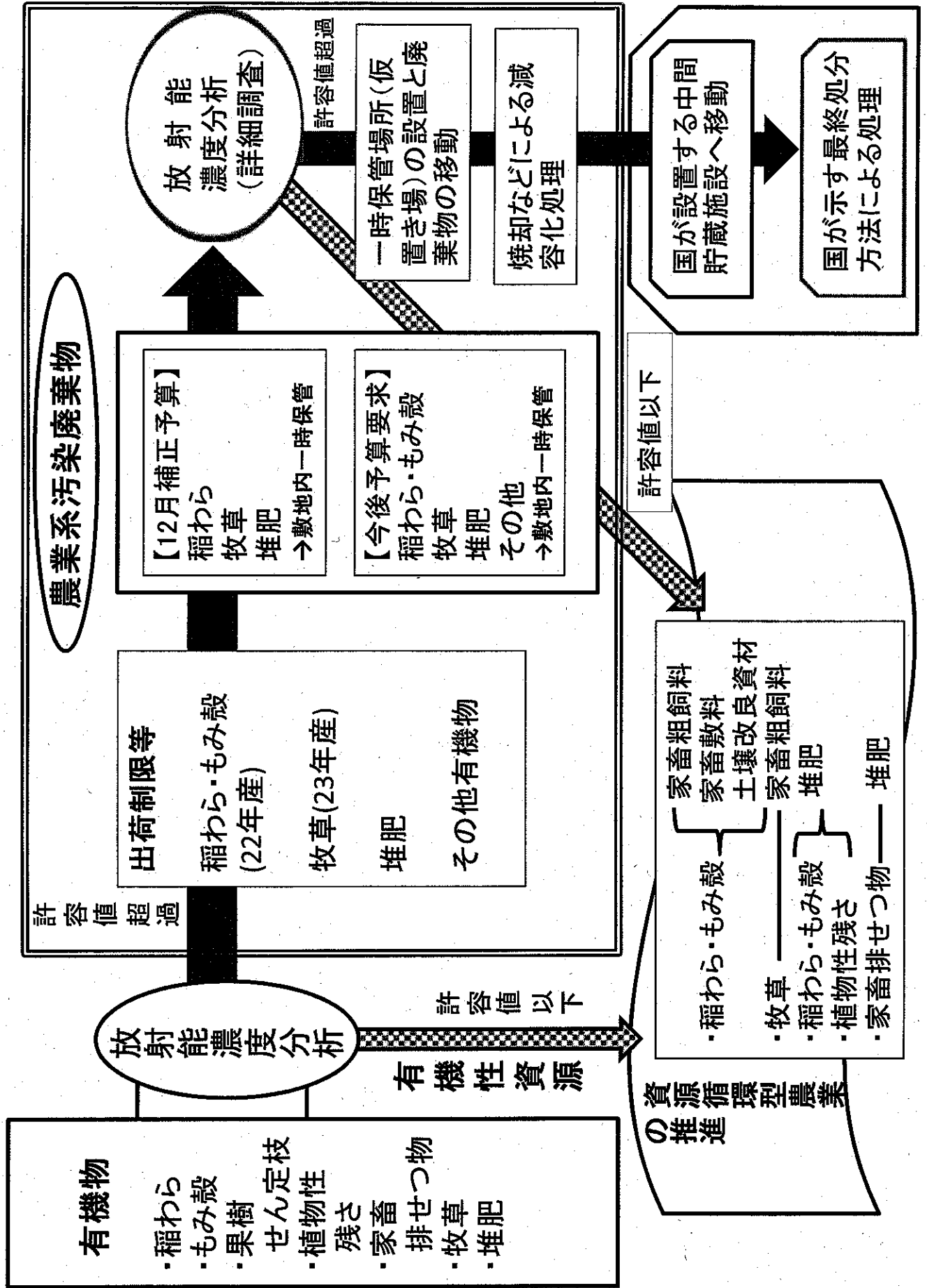
(5) 対象となる取組

- ① 廃棄物の運搬
- ② 廃棄物の焼却等による減容化
- ③ 廃棄物の一時保管・処分・有効利用等の処理
- ④ 廃棄物及び周辺環境等のモニタリング
- ⑤ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組

(6) 事業実施期間

平成23年4月1日から平成24年3月末日まで実施された取組について支援の対象とする。

農業系汚染廃棄物処理事業



「安全・安心フォーラム～除染推進に向けて～」の開催について

平成24年1月12日

除染対策課

1 目的

今後、除染対策を推進していくためには、地域住民等の放射線に対する不安を解消し、除染実施に向けた住民理解の促進が不可欠になることから、一般県民等を対象とした標記フォーラムを開催することにより、地域住民等が抱いている不安や疑問を解消し、円滑な除染推進に資するとともに、県民の安全・安心を醸成する。

2 日時

- (1)第2回フォーラム：平成24年1月29日(日) 13:00～17:00
- (2)第3回フォーラム：平成24年2月12日(日) 13:00～17:00
- (3)第4回フォーラム：平成24年2月19日(日) 13:00～17:00

3 開催場所

- (1)第2回フォーラム：学校法人郡山開成学園(郡山市開成3-25-2)
- (2)第3回フォーラム：ロイヤルホテル丸屋(南相馬市原町区旭町2丁目28番地)
- (3)第4回フォーラム：いわき明星大学(いわき市中央台飯野5-5-1)

4 参加者

一般県民、市町村担当者等

5 主催

福島県、日本原子力学会、(郡山市、南相馬市、いわき市)

6 内容

- 開会挨拶
- 第1部 講演
 - ①放射線モニタリングと健康影響
 - ②放射能除染の必要性和課題
 - ③除染の取り組み状況とその課題
- 第2部 対話集会
 - ・ 参加者が抱く疑問に直接対話形式により答えることで、除染に対する理解を深める。

I. 国の除染対策事業について

1. 放射性物質汚染対処特措法の本格施行

【平成 24 年 1 月 1 日～】

- 放射性物質汚染対処特別措置法が平成 24 年 1 月 1 日に全面施行となった。この施行に先立ち、同法の施行令（平成 23 年政令第 394 号）及び施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）が公布され、法の完全施行と併せて施行となったことから、下記の事項等について各都道府県知事宛ての通知発出を平成 23 年 12 月 28 日で行ったところ。
 - 1 対策地域内廃棄物の処理関係
（汚染廃棄物対策地域の指定、指定廃棄物の処理、特定廃棄物の処理基準等）
 - 2 除染等の措置関係
（除染特別地域の指定と特別地域内除染実施計画の策定、汚染重点調査地域の指定と除染実施計画の策定、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理基準等）
- 上記の施行規則等を地方公共団体や除染実施者等に具体的かつわかりやすく説明するためのガイドラインを策定。
 - 1 廃棄物関係
（指定廃棄物の保管、除染廃棄物の保管、特定一般廃棄物等の維持管理基準・処理基準）
 - 2 除染関係
（汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定方法、除染等の措置、除去土壌の収集・運搬、除去土壌の保管）
 - 3 除染等業務従事者関係
（被ばく測定線量管理方法、内部被ばく防止措置、安全衛生管理体制等）

2. 福島環境再生事務所の開設 【平成 24 年 1 月 4 日～】

- 本格的な除染事業を開始するにあたり、環境省において下記のとおり「福島環境再生事務所」を開設し、福島県内における除染対策事業を進めていく。
 - 場 所： 福島市栄町 1-35 福島キャピタルフロントビル 7F
 - 体 制： 60 名程度 （4 月から 200 名を予定）
- 1 月下旬に、環境省と福島県で「除染情報プラザ」のホームページを立ち上げて、専門家派遣のマッチングを開始する予定。

Ⅱ. 国直轄の除染関連事業の進め方について

1. 除染実証モデル事業【平成 23 年 11 月～】

- 警戒区域等の高線量かつ長期間無人の地域における、①新技術も含めた有効な除染方法、②作業員の安全管理の進め方、③モニタリング方法、等の知見を集めることを目的として、警戒区域等において除染実証モデル事業を実施。

11月28日～ 大熊町（大熊町役場周辺）／12月4日～ 葛尾村（葛尾村役場周辺）
／12月7日～ 川内村（貝の坂地区）、田村市（地見城地区）、川俣町（坂下地区）
／12月16日～ 浪江町（津島地区）／12月17日～ 飯館村（草野地区）

※ その他の地域についても準備が整ったところから随時除染作業開始

2. 先行除染事業【平成 23 年 12 月～】

- 本格的な除染事業を開始するにあたり、除染作業に必要な資機材の保管や作業員の休憩場所等として活用する役場やインフラ設備等の先行的除染事業を実施。

12月7日～12月19日：自衛隊による役場の除染

（檜葉町、富岡町、浪江町、飯館村）

1月末～：環境省による役場周辺施設、インフラ設備等の除染

3. 本格除染事業【平成 24 年 3 月末～】

- 除染実施について市町村と協議を進めつつ、平成 24 年 3 月末を目途に、準備が整った警戒区域・計画的避難区域の 11 市町村において、国による本格的な除染事業を順次開始。

（準備に必要な事項）

- ◇ 法定計画や優先的に除染を実施する区域等について、市町村と協議
- ◇ 線量測定、除染対象となる土地・建物等の状況調査（関係人の同意含む）
- ◇ 仮置場の確保（住民等説明含む）
- ◇ 個々の土地・建物の所有者、管理者、住民等からの同意取得 等

福島県面的除染モデル事業 第2号広報

◆近況報告

除染作業が本格化した12月中旬以降、毎日約80~100名体制で面的除染活動を実施しています。今回は、現在までに行った各施設の除染状況について報告します。

◇住宅

- ・屋根(トタン・瓦)

効果の検証：高さ1cm

【写真①】家屋の除染状況

除染工法の試験事例

	鉛筒使用なし	厚さ6mm鉛筒使用
除染前	0.7~1.5	0.5~0.9
除染後	0.6~1.2	0.2~0.6

単位：マイクロシーベルト/時 (以下μSv/h)

空間線量の影響をより遮断するために、厚さ14mmの鉛筒を使用して測定すると約0.1~0.2μSv/hとなることを確認できました。



高圧洗浄による除染

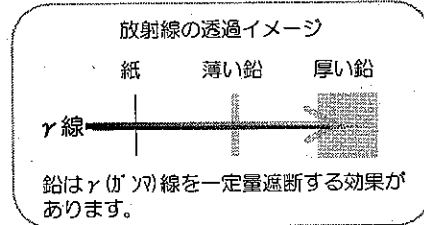
このことから屋根の除染は、一定の効果があったものの、周辺からの影響により空間線量が高いままであることが確認されました。今後は、住宅周辺の森林や田畑の除染を行い、面的に空間線量を低下させることが課題となります。

【参考】鉛筒の使用効果について

放射線量の測定時に鉛筒を使用すると空間線量の影響を低下させることができます。

鉛の厚さと線量率の低減傾向

鉛厚さ (mm)	バックグラウンド線量率 = 0.1 μSv/h	遮蔽率 (%)
6	0.044	55.6
14	0.025	75.2



・庭

庭の除染工法を検討するために、代表地点において下記の試験を行い、下表のとおり放射線量の変化を確認しました。

庭の除染工法の試験事例*

単位：μSv/h

	締まった砂質土		砂		碎石	
	除染前	除染後	除染前	除染後	除染前	除染後
ステップ 1	1.61	0.54	0.85	0.64	1.32	0.52
ステップ 2	0.54	0.21	0.64	0.45	0.52	0.21
ステップ 3	-	-	0.45	0.18	-	-

※高さ1cm(厚さ6mmの鉛筒使用時)における測定データ

※砂地は、ステップ1：表土を1cm撤去、ステップ2：追加で2cm撤去、ステップ3：追加で2cm撤去

※碎石は、ステップ1：碎石全て撤去、ステップ2：追加で表土を1cm撤去

◇田畑

田畑については一部区域で除染作業が始まりました。田畑の現況や今後の利用状況等を勘案し、深耕・表土除去及び客土敷設などを行っています。また、畦や法面の除草や表土撤去による放射線量の低減効果についての検証も行っています。

今後は、上記工法に加えゼオライトを散布した上で耕起することも予定しています。

【写真②-1】 田畑の除染状況



畑における深耕*

【写真②-2】 田畑の除染状況



表土撤去による除染及び客土敷設

※深耕とは、田畑を深く耕すことであり、ここでは耕土の単位当たりのセシウム濃度を希釈することを目的とする。

◆客土（撤去後に敷設する土等）の検査

除染に伴い撤去した土等の代わりに新たに敷設する材料については、県内の土取場にて採掘された土砂等の放射線量を測定したうえで使用することで、再汚染を防止します。

土取場の採取土等は、地山内部にあり表土よりも汚染されていないと想定されますが、品質確保のために放射線量を測定することとしました。

【写真③】 客土等の検査



土取り場における測定

◇森林等

住宅や田畑等の各施設の除染結果をみると、除染作業により一定の効果は確認できるものの周辺に立地する森林等からの放射線量が空間線量に大きく影響していることがわかりました。今後は、住宅地周辺に立地する森林の除草、腐葉土等の撤去、剪定などを行い空間線量の低減効果を検証する予定です。

また、まもなく果樹園や小学校等の除染作業も開始する予定です。

【写真④】 住宅周辺の除染状況



法面の除草状況

発行：福島県生活環境部除染対策課
除染対策課ホームページへ

電話 024-521-8315

福島県除染対策課

検索